

「警戒領域」での感染防止対策

第8波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2023年 3月13日(月)～5月7日(日)

今回変更：2023年 4月 1日(土)～

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねますので、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、配慮をお願いします。
 - ・なお、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。
 - ・医療機関を受診する時
 - ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
 - ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能なもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時(当面の取扱)
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
 - ・症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居

する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に検査を行うことや、早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることをお願いします。

② 基本的な感染防止対策の徹底

- 日々の体調チェックや定期的な検温などにより、普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控え、「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時は、マスクの着用を推奨します。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料1「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 検査キットや解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入し、発熱等の体調不良時に備えてください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンに比べ、変異株にも効果が高いとされています。1日でも早く接種を受けていただくようお願いします。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

③ 飲食店等に対する協力要請

○ 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 施設の換気
- (7) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

④ 業種別ガイドラインの遵守等

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑤ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑥ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑦ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との適切な距離確保など、感染防止対策を徹底してください。

⑧ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の適切な距離の確保・手指衛生など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑨ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察(体調不良の際は登校を控えるよう指導させない)、手洗い・換気・咳エチケット、食事中は大声での会話を控えること等の基本的必要な感染症対策を講じるようお願いします。
- マスクについては、3月末までは、引き続き適切な着脱をお願いします。なお、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業等で運動をしているときには、不要とします。
また、卒業式は、児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- 教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
ただし、混雑した電車・バスを利用する場合や、校外学習等において医療機関・高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。
- マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、児童生徒の間でもマスク 着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切な指導をお願いします。
- 入学式等の儀式的行事においてもマスクの着用を求めないことを基本としますが、こまめに換気を行い、国歌・校歌等を歌う場合は体の中心から前方1m程度、左右50cm程度を目安とした距離を確保するようお願いします。
- 「黙食」は必要ありませんが、食事中は大声での会話を控えるとともに、机

を向かい合わせにする場合は、対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保しましょう。

- クラブ・部活動、寮生活などにおいても、引き続き必要な感染症対策を講じるようお願いします。
- 学校行事については、必要な感染症対策を講じた上で適切に実施するようお願いします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑩ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、マスクの着用は求めないようお願いします。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じるようお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のオミクロン株対応ワクチンの接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱いをお願いします。ただし、マスクの着用については、学校における対応と同様の取扱いをお願いします。

⑪ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、医療機関においては、感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン）や「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」、高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底してください。
- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

⑫ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門 Web サイトや電話相談窓口を利用してください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 県民に対し、感染拡大の状況、医療負荷の状況を丁寧に伝えけるとともに、協力を呼びかけます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状者の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- オミクロン株対応ワクチンの接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、2023 年4月に県が開設する2

か所の小児接種センターにおいて、知的障害や発達障害、基礎疾患があるお子様を対象に接種を実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。

- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料3の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、兩風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さより低いパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

（出典）新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%	収容定員まで	なし
その他のイベント(注2)	100%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

（注1）5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保	○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
②エアロゾル感染対策 ☐ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40~70% * 屋外開催は除く ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○各施設の設備に応じた換気 ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
③接触感染対策 ☐ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策	
④飲食時の感染対策 ☐ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知	○アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
⑤イベント前の感染対策 ☐ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○体制構築の上、検温・検査の実施 ○発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策 ☐ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 ☐ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	○日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 ・ 控室等における換気の徹底、三密の回避 ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

2023年2月10日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

資料3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関すること

② 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

愛知県健康フォローアップセンター(夜間・休日の受診・相談窓口)

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

愛知県健康フォローアップセンター(看護師による相談窓口)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	一般健康相談に関すること
--------------	--------------	-------------------------------	--------------

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6070	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3665-8019	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-433-3093		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6070	平日 午前9時～午後5時	
	050-3665-8019	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

③ 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・日・祝日も実施)	

④ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設案振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
三河窯業試験場	0566-41-0410		
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	